

衆議院災害対策特別委員会ニュース

平成 30. 5. 24 第 196 回国会第 7 号

5 月 24 日（木）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 災害救助法の一部を改正する法律案（内閣提出第 65 号）

- ・小此木国務大臣（防災担当）、あかま内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

原田義昭君（自民）

- ・激甚災害に指定されるまで、以前は発災後 3 か月程度かかっていたところ、平成 29 年 7 月九州北部豪雨については、約 1 か月後という早期に指定されたが、その経緯を伺いたい。
- ・本法律案の提出に至る経緯と改正することによる利点について伺いたい。

赤羽一嘉君（公明）

- ・全国知事会が本法律案への反対理由として挙げる広域調整の複雑化等の懸念は、都道府県と救助実施市が事前に調整及び取決めを行うことで払拭できると考えるが、政府の全国知事会に対する説明の状況を伺いたい。
- ・阪神・淡路大震災以降の災害の教訓を踏まえれば、指定都市に限らず中核市・一般市町村も含めた地域防災力の向上が必要であると考え、小此木大臣の認識と地域防災力の向上についての決意を伺いたい。

岡本あき子君（立憲）

- ・本法律案では、救助実施市に対し、具体的にどのような権限を移譲しようとしているのか。
- ・本法律案により、救助実施市が救助の主体となることから、都道府県はその他の市町村の救助に集中できるようになり、県域全体で見るとより迅速できめ細やかな救助を行うことができると予想されるが、小此木大臣の見解を伺いたい。

早稲田夕季君（立憲）

- ・今後、救助実施市の指定基準を具体的に検討する際には、都道府県も参加し十分な協議をするべきと考え、内閣府の見解を伺いたい。
- ・本法律案では、救助実施市も災害救助基金の積立てを行

うこととなっているが、具体的にどのように基金を積み立てていくことを想定しているのか。また、連続して災害が発生した場合など基金に不足が生じることも考えられるが、政府はどのように対応していくのか。

小宮山泰子君（国民）

- ・本法律案により救助の実施主体が増え、各主体との協議等内閣府の事務量が増加することから、結果として迅速な救助につながらないことも懸念されるが、内閣府の体制強化の必要性について、小此木大臣の見解を伺いたい。
- ・救助実施市と包括都道府県が、それぞれ、救助の程度、方法及び期間について特別基準を定めようとする場合、実務的にはどのような形で行われることとなるのか。また、救助実施市と包括都道府県の他の市町村の間で救助内容のばらつきや格差が生じることも懸念されるが小此木大臣の見解を伺いたい。
- ・迅速な救助の実現のためには、応急仮設住宅に関する事務について市町村が主体となって取り組める制度が必要だと考えるが内閣府の見解を伺いたい。

もとむら賢太郎君（無会）

- ・本法律案に対し、5 月 11 日には全国知事会から反対の声明が出されているが、関係者間での調整ができないまま本法律案は提出されたのか。
- ・有事の意思決定はシンプルな方がよいと考えるが、小此木大臣の認識を伺いたい。
- ・本法律案では、内閣総理大臣が救助実施市を指定する際に、当該市を包括する都道府県の知事の意見を聴くこととなっているが、知事が指定に反対の意向を示した場合の具体的な対応について伺いたい。

田村貴昭君（共産）

- ・事務委任と権限移譲ではどのような違いがあるのか。事

前の取決めによる事務委任の活用について、内閣府は平成 27 年に各都道府県知事に事務連絡を出しているが、事務委任が進んでいない原因を明らかにすべきではないか。

- ・ 一般の法改正の目的は、救助の迅速化、柔軟な対応であると考えますが、災害救助法による救助の内容について、他の地方公共団体と横並びとするのではなく、各地方公共団体が必要であると判断したものは救助の対象にしていくことが必要ではないか。
- ・ 熊本地震の被災者に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について、熊本県が定めた要件に該当せず、延長が認められなかった世帯の中には、自らの資力では賃貸住宅に入居することができない世帯もあるが、被災者の実態に見合った対応をすべきではないか。

杉本和巳君（維新）

- ・ 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与について、トレーラーハウスやコンテナを活用することも検討する必要があると考えますが、政府の認識を伺いたい。
- ・ 災害発生時における緊急車両の通行の妨げとなる車両の道路管理者による移動について、警察、消防、レッカー事業者等の関係者の連携に向けた取組状況を伺いたい。
- ・ 各地の歴史的な地名や過去の災害の教訓を今後の災害対策にどのように活かしていこうとしているのか、内閣府に伺いたい。